

第9回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年8月20日（火）午後1時30分
会 場 高郷総合支所 2階 大会議室

2. 委員定数 19名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 木戸 賢治

委 員

1番 鈴木 隆	2番 大津 康男	3番 菊地善一郎
4番 二瓶 崇	5番 高野 進	6番 菅井 大輔
7番 齋藤 澄子	8番 山口 久人	9番 木村富士男
10番 武藤 常雄	11番 小林 博行	12番 小沢 勝則
13番 小林千代松	14番 横山 敏光	15番 佐藤 光伸
16番 渡部 信夫	17番 庄司 英喜	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第16号 会務報告について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 18 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出
について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 48 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 49 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 50 号 現況確認証明申請について

議案第 51 号 農用地利用集積計画について

議案第 52 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 達 哲 弥

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は何かとお忙しいところ、また、暑い中、第9回農業委員会総会
にご出席をいただきまして、まことにご苦勞様でございます。水稻の方

も現在、登熟がかなり進んでいるんじゃないかなというふうに見られます。皆さんもご存じのように、8月の7日付で全国のデータバンク、8日に発表された全国の作柄状況が報道になりました。全国では平年並みということであります。なお福島県等についても、同じく例年並みという推移であります。あと、北海道含む12県等については、平年を上回るというようなことで、100から105というようなことでみております。今後、残された期間についても、かなり連日高温ということで推移しています。できる限り、水管理、それから落水に十分留意されまして、やはりこの会津のブランド米ということで、きめ細かな管理でぜひ生産をしていただきたいと思います。

あと9月10日ごろになりますと、令和6年産米の概算金がJA全農福島で、また理事会において、決定される見通しということになっております。まあ今年はですね、豊作とそれから概算金の大幅な値上がり、これを期待したいと思います。なんといってもコストはかなりかかっておりますので、やはり採算ベースで価格が上がっていかないと、間に合わないということになりますので、是非とも豊作と値上げということで、期待していきたいと思います。あと、今月は農地パトロールということで、終わった地区もありますけども、これからというような地区もございます。まあ一つ熱中症等については十分留意されまして、それぞれ事務局と一緒に、きめ細かく一件一件調査をしていただきたいと思います。

本日の総会には、報告3件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第9回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、15番 佐藤光伸委員、16番 渡部信夫委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第16号 会務報告について」、「報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第18号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」の報告事項を議題いたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第16号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第18号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第18号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、11番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明があります

したら報告を求めます。

○小林博行委員

11番小林です。農地法施行規則第29条による届け出、いわゆる農業用施設の転用届であります。届け出の案件No. 1について、ご報告申し上げます。8月9日金曜日9時45分現地にて聞き取り並びに申請地の確認調査を実施いたしました。立会人は、申請人の〇〇〇さん、委員の大津さんとわたくし、事務局の高橋主事の4人で行いました。申請地は駒形・紙子集落上部の山間地のはずれにあり、〇〇〇さんの住宅と隣接しており、自宅の北側に位置しており、199.67㎡の申請であります。〇〇〇さんは現在一人暮らしで生活しております。30年ほど前にこの地に移住しまして、その後約6年ほど前に畑3,633㎡をお買いになっております。今は野菜と花きの薔薇を30株程度栽培しており、管理作業に励んでおるところでございます。娘さんが東京におりまして、月一回程度帰ってきて手伝いをしているということです。そして、耕耘機、刈払機、薔

薇を囲う用のこも、それから肥料、農薬や収量した野菜等の倉庫として使いたいということで、今回申請したということでございます。現在は小さい保管庫と玄関に置いておりますが、場所がなくなり、新たな倉庫が必要となり、今回申請を致した次第であります。隣地に耕作している農地はなく、民家ありません。よって、この転用による支障は生じることはないと判断してきました。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第16号から報告第18号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林委員

○小林千代松委員

13番小林です。些細なことなのですが、6ページのNo1の案件で、解約の理由及び備考のところで、「旧基盤法に農地売渡申出」、これ何か文章がおかしいですが、「旧基盤法による」じゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

こちらの解約の理由につきましては、後ほど議案書の方にも載ってくださることになりますが、今現在、〇〇〇さんと〇〇〇さんとの間で、旧基盤強化法の案件で売買設定をしてるということでございます。今後、解約をして売渡の申し出をするということで、調整会議をもってこの二人がうまく調整されたということになってございますが

失礼しました、「旧基盤法に」の訂正でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長

小林委員よろしいですか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第16号から報告第18号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第16号から報告第18号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました
権利設定のNo.1については、13番 小林千代松委員、No.2については、4
番 二瓶崇委員、所有権移転のNo.1については、8番 山口久人委員、No.
2については、4番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明が

ありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔権利設定のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。3ページ、農地法第3条権利設定案件No. 1について、ご報告いたします。去る8月2日午後6時ごろより、設定人〇〇〇氏、被設定人〇〇〇氏、あと私小林立会いの下、現地調査並びに実情調査を行いました。地目は田で、一筆なのですが、3枚になっており、現在も水稻の耕作地でありました。〇〇〇氏によりますと、高齢化によって、早期に〇〇〇氏に申出したいということで、承諾に至りました。周辺は住宅地となっておりまして、用排水等に問題はなく、今後も適切に管理がなされるものと判断をいたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔権利設定のNo. 2、所有権移転のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番二瓶です。農地法第3条権利設定案件No. 2について、説明申し上げます。去る8月5日午前10時より、賃借人の〇〇〇さんから現地調査並びに聞き取り調査を行いました。なお、賃貸人の〇〇〇さんについては、電話にて聞き取り調査を行いました。小熊さんと川島さんは姉弟でありまして、当申請地は〇〇〇さんが、相続により取得したものでありまして、しかしながら以前より〇〇〇さんが耕作管理しておりました。当申請地は貸借契約を結んでいなかったため、今回の申請となったものでありまして、今後も以前同様適切な管理がなされるものと判断いたしました。

続きまして、農地法第3条所有権移転のNo. 2も同様の案件なので、ここで一緒に説明させていただきます。同じく、8月5日に現地調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは遠方で、かつ高齢でありまして、また、譲受人である〇〇〇さんが以前より当申請地を耕作管理していることもありまして、今般の、弟の〇〇〇さんへの贈与の申請となったもの

であります。本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことはなく、〇〇〇さんの娘さん夫婦が近くに住んでいることもあり、今後も適切な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8 番山口です。農地法第3条所有権移転の案件No. 1 について、ご報告申し上げます。8 月 9 日11時ごろ、現地にて、譲渡人の〇〇〇氏は東京の小平市にいますので、代理人の〇〇〇事務所の〇〇〇氏と庄司委員、事務局から小林次長、成澤主事と私で、現地調査を行いました。この畑なんですが、6 月に〇〇〇氏が〇〇〇氏から住宅を購入した際に、農地を含めた売り買いになり、畑については先ほど説明があったとおり、無償としての取引となっております。当該地の堂ノ前 4 番は、地区の入り口にあり、地区からの要請もあり、景観をよくしたいということで、草むらを伐採しております。同じく32番の方は、荒廃農地、これもひどいのですが、周辺農地に迷惑が掛からないように、新しい住民に地区民が一致協力して整地し、耕作可能な畑にしていくということで、〇〇〇氏の知人である地区の〇〇〇氏も出席し、その旨確認しております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第47号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部委員。

○渡部信夫委員

16番渡部ですが、権利設定のNo. 2、および所有権移転のNo 2、同一の設定人・被設定人、譲渡人・譲受人ですが、地番を見ますと、貸借での六角という地番と、それと、所有権移転の地番がほとんどこれ隣接し

ているので、この圃場は隣地なのかなということが見て取れるのですが、その一部が、権利設定で無償で、所有権移転も無償だということで、このように権利の設定と所有権移転の違いが発生した要因というのがお分かりであればお知らせいただきたいと思います。

○事務局

3条の権利設定のNo. 2、所有権移転のNo. 2の件でございますが、まず設定人の〇〇〇さんと〇〇〇さんとの間で、ほかに何筆か別の農地の貸し借りがありまして、今回はそういった農地を少しずつ分割して所有権移転していくような形でございますが、今回につきましては、六角の13番の1と2の方を所有権移転といった形で、そのほかの権利設定の方の六角の13番の3と高水口の2筆につきましては、先程二瓶委員の方から報告もありましたとおり、農業委員会をとおした契約が結ばれていなかったことから、今回の申請に至ったという経緯でございます。

○渡部委員

なんとなくわかったのですが、だとすれば所有権移転の部分については、権利設定は過去になされていたという経過ですか。

○事務局

所有権の移転の六角の13番の1につきましては、農業委員会をとおした利用権の設定を結んでおりまして、今回の報告の6ページの合意解約のNo. 2において合意解約の手続きを行ったという内容でございます。

○事務局

権利設定の関係でございますが、先ほど報告申し上げました遠田六角13番の1につきましては、2,500㎡、こちらにつきましては以前から基盤強化法による利用権設定でお二人当人同士で貸し借りをしてございましたが、今回改めて所有権を直したいというお二人のご希望がございまして、それと隣接する13番の1と13番の2を一括して無償で贈与するという内容でございます。13番の3という土地もありますが分割して分けております理由につきましては、今回贈与にあたりまして、贈与税の

発生しない程度に、今回所有権移転したいということで、こういう分け方になっているということでございます。

○議長

渡部委員よろしいですか。

○渡部信夫委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声有り）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第47号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申
請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、17番 庄司英喜委員、No.2については、8番 山口久

人委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔No.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司英喜です。今日も何件か報告させていただきますのでお手柔らかにお願いします。農地法第4条第1項の転用案件No.1 について報告します。8月9日11時過ぎから申請人である〇〇〇さん、本人が体の具合が悪く高齢でもあるというような状況から、代理人の〇〇〇行政書士の立会いの下で、山口久人農業委員とわたし、事務局の小林次長、成澤主事とともに現地調査並びに申請者の代理人から、内容の聞き取りを行いました。なお事務局からの申請内容の説明の後、代理人から説明を受けました。説明によりますと、当初は、自分の家のすぐそばにある畑であるということで、何の考えもなしに牛舎を建て、牛を12頭程度飼育したようであります。その後改修をしまして、農業用倉庫として利用してきたということであります。今回本人も高齢になり、そろそろ相続手続きのことも考えて、今回の正規な申請手続きをしたいということで本案件になったようであります。この案件は許可を得ないままの違法建築であり、顛末書が提出された案件でもありますので、代理人である〇〇〇行政書士に対しましては、申請人に対し適切な指導を求めました。なお、申請地は集落内の住宅地の一角でありまして、農地の転用に支障がないものと判断しました。以上、報告です。

○山口久人委員

〔No.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。この案件は先ほどの第3条所有権移転のNo.1に付随する案件でございまして、先ほど申し上げました通り、〇〇〇さんが、〇〇〇さんから、住宅を購入したわけなんです、その時に農地と作業小屋も無償でいいから買ってくれということで購入した経緯があります。この農作業小屋が未登記物件であることが判明したのも、今回の申請書の

作成時に未登記物件であることが判明し、顛末書付きでの申請になりました。すでに作業所周りの畑には防草シートなども貼っており、周囲には農地もなく、本案件による問題はないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第48号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第48号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました
権利設定のNo.1については、17番 庄司英喜委員、所有権移転のNo.1、

No.4については、17番 庄司英喜委員、No.2、No.3については、8番 山口久人委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

17番庄司英喜です。議案第49号農地法第5条 権利設定案件No. 1について報告をさせていただきます。この件につきましては、令和6年8月9日午前9時ごろから、設定人であります〇〇〇さん、代理人の〇〇〇行政書士、それから被設定人である有限会社〇〇〇代表取締役〇〇〇さんの立会いのもとで、山口農業委員と私、事務局の小林次長、成澤主事とともに現地調査並びに聞き取り調査を行いました。事務局からの申請内容の説明の後、代理人の〇〇〇行政書士、被設定人の〇〇〇社長、両者からそれぞれの説明を受けました。なお計画地域は住宅に囲まれておりまして、本当に静かな環境にあり、そんな中で最近まで水田として耕作をされて来た場所でもあります。しかしながら、設定人も高齢になりまして、耕作出来ないという状況にあったようであります。そのために、設定人の前に〇〇〇土地改良区に対しまして、使用目的変更に伴う地区除外金の手続きをしたうえでの申請となりました。農業委員会の許可後は、被設定人〇〇〇におきましては、事業に伴う資材等を活用しながら、整地をして、有効に管理をして行きたいということで、周りの既存の施設、あるいは保全管理については特に支障ないものと判断しましたのでご報告させていただきます。

同じく、議案第49号 農地法第5条 所有権移転の案件No. 1について、報告をさせていただきます。こちらにつきましては、同日8月9日午前9時半ごろから、譲渡人の〇〇〇さん、代理人の〇〇〇行政書士、譲受人の〇〇〇さんの代理人〇〇〇不動産の立会いのもとで、山口久人農業委員と私、事務局の小林次長、成澤主事とともに現地調査並びに聞き取り調査を行いました。その後申請内容について、代理人の〇〇〇行政書士、譲受人の代理人、それぞれからの説明を受けました。なお、現地に

つきましては、過去に押切川、濁川の合流に伴う大規模都市計画区域の付近でありまして、先ほどの付属資料の10ページにもありますが、今回の申請図面の中で、太線で囲ったわきに2.9mというこの部分なのですが、これは同じ畑のように見えますが、登記上は山林であるというような部分も含まれておりまして、今回、一括しての申請となりました。なお、近隣は住宅地も多く、喜多方の誇るしだれ桜並木の近くでもあります。農業委員会の許可後は10月ごろに住宅の建設に着工して、25年の早いうちに移転して来たいという希望を持っているようであります。周囲に農地や農業用の用排水施設はなく、農地の転用・所有権移転に支障のないものと判断しましたので、報告をさせていただきます。以上であります。

議案第49号 農地法第5条 所有権移転の案件No. 4についても併せて報告をさせていただきたいと思います。同じく、令和6年8月9日午前11時半ごろから、譲渡人の〇〇〇さん、同じく〇〇〇さん、譲受人の株式会社〇〇〇代表取締役〇〇〇さんと、双方の代理人である〇〇〇行政書士立会いのもとで、山口久人農業委員と私、事務局の小林次長と成澤主事とともに現地調査並びに聞き取り調査を行いました。事務局からの申請内容の説明の後、譲受人、譲渡人、それから代理人それぞれの立場での説明を受けました。なお、今回の申請地につきましては、7月に開催されました第8回農業委員会総会で議案第44号 案件No. 2で農業振興地域整備計画の変更案件として承認されたものであります。現地は基盤整備された農業用区域の一角でありまして、農道や水路が近辺にあります。水利に関しましては、関係する源田行政区からの承諾を得て、現在進めているところであります。なお、農業委員会の許可後は速やかに、必要な整地を行いながら、対応していきたいということで、この状況から農地の転用・所有権移転に支障がないものと判断しました。以上、三件報告いたします。

○山口久人委員

8番山口です。農地法第5条 所有権移転の案件No.2とNo.3について、隣接するものですから、一緒に説明申し上げたいと思います。8月9日午前10時半ごろより、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の株式会社〇〇〇の〇〇〇社長、〇〇〇行政書士事務所の〇〇〇氏、それから不動産屋で〇〇〇不動産の〇〇〇氏、それから、庄司委員、事務局から小林次長と成澤主事とわたしで現地調査を行いました。今回は、〇〇〇さんの駐車場が手狭になったということで、〇〇〇さんから購入することになったのですが、その〇〇〇さんの北側に株式会社〇〇〇さんも新たに店舗を移転いたしまして、ここもまるっきり駐車場がないということで、譲渡人である〇〇〇氏に話を持ち掛けまして、今回の移転ということになりました。現地は畑でありました。現状は何も作っておらず、用水路は全くありません。水利は、自前で井戸を掘って、水源にしておりました。井戸を掘った跡も確認できました。〇〇〇さんのほうはお店の北側と今回購入する物件がつながっておりまして、駐車場として利用していくものです。これから〇〇〇さんはお店の北側に駐車場がありまして、その西側に今回購入する農地を駐車場として利用するように計画しております。申請地は県道にも隣接しております。周辺には農地もなく、本件の申請による問題はないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第49号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第49号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第50号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔6件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、18番 木戸賢治委員、No.2、No.3については、5番 高野進委員、No.4、No.5、No.6については、12番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木戸賢治委員

18番木戸です。案件No.1について説明いたします。去る8月3日午後2時30分より、申請人の〇〇〇さん立会いのもと現地調査を行いました。なお、農業委員会からは渡部主査、菅井委員と私、また、大竹推進委員が同行しております。〇〇〇さんは、黒岩地区から昭和60年に熱塩加納支所の近辺に集落移転されました。申請地は支所から黒岩地区まで車でも約30分、そこから徒歩で20分以上かかるところで、現在では大平ダム上流に架かる橋も流されていることから、耕作管理が出来なくなったとのことです。私たちも現地まで行くことが出来なかったため、視野による現場の確認となりました。周辺は陰しい山林であることから、周辺の状況を勘案し、原野として判断しました。以上です。

○ 高野進委員

案件No. 2 とNo. 3 は関係する案件ですので続けてよろしいでしょうか。

5番高野です。案件No. 2 についてご説明いたします。去る8月9日午後1時30分ごろから、申請人〇〇〇氏出席のもと、出席委員は小沢農業委員、田中推進委員と私、事務局から山都総合支所の安部主査の5名により、申請による実情並びに現地確認調査を実施しました。申請物件は労働力不足になどより、平成13年ごろから、茅や低木などが潜入し、原野化していることが認められました。このため、非農用地として証明書の交付を行うことは適当であると判断しました。

続きまして、案件No. 3 についてご報告します。去る8月9日午後1時50分ごろから、申請人〇〇〇氏と成年後見人〇〇〇氏は欠席し、その代理人である行政書士〇〇〇氏出席のもと、出席委員は小沢農業委員、田中推進委員と私、事務局から山都総合支所の安部主査の5名により、申請に係る実情並びに現地確認調査を実施しました。申請物件は、申請人が相続登記により取得した土地であります。昭和35年ごろに長崎市に移転して以来耕作しておらず、雑木等が生育し、山林化していることが認められました。このため、非農用地として証明書の交付を行うことは適当であると判断いたしました。以上です。

○ 小沢勝則委員

12番小沢です。案件No. 4 についてご報告します。去る8月9日午後2時ごろ、現地にて申請人の〇〇〇さんの立会いのもと、支所の安部氏と、高野委員、田中推進委員と私で現地確認をしてきました。やはり、山間部の為、やる人もいなく、高齢でもあり、労働力不足により荒れてしまったということです。

続いて、No. 5 を報告します。こちらも同じ日の午後2時30分ごろ、現地にて、申請人の〇〇〇さんの立会いのもと現地確認をして来ました。こちらも、山間部で、申請人の兄がやっていたのですが亡くなり、

労働力不足により耕作が出来なくなり、原野化したとのことです。

続いてNo. 6 を報告します。こちらと同じ日の午後 3 時ごろ、申請人の〇〇〇さんは都合により欠席のため、事務局の方で事前に現地案内を申請人から受け、事務局案内のもと、現地確認を行いました。また、後日電話での聞き取り調査も併せて行っております。申請地は10年前までは、耕作をしていたのですが、申請人の父、〇〇〇さんが亡くなり、娘の〇〇〇さんは市外のため、耕作をする人もいなくなり、労働力不足により耕作が出来なくなり、非農地化したということです。

以上 3 件とも、周辺の農地に支障を及ぼす恐れはないと判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第50号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、木村委員。

○木村富士男委員

9 番木村です。確認というか教えてほしいんですが、現況確認でたとえばNo. 6 だと、案内図を見ますと、ポツンポツンという感じで点在していますが、おそらく周辺は全体的にまとめて、原野化・非農地化しているのではないかと思われるのですが、そういったところは、農地パトロールか何かの時に、まとめて非農地化の手続きをやっていたと思うのですが、そういった流れというか方向性はないのでしょうか。

○事務局

ただ今の質問でございますが、この現況確認申請とは別に、農業委員会の取り組みとして、荒廃農地について非農地化とというものを進めております。まずひとつは、荒廃している部分について、農地パトロールというような形で現況確認をしており、また、新たに発生していないか

というのを確認している取り組みが一つと、それとは別に、非農地化、山の上の農用地以外の部分などについて、もう耕作も随分していなくて山林化している部分について、事務局の方でリストアップして、非農地化を進めている事業の二つがございます。前半については、農業委員さん、推進委員さんご協力のうえ現在進めている部分でございますが、事務局の方で進めている非農地化につきましては、各支所の担当者の方に対して本庁の方でリストアップして、主に農用地以外の山の山間部の方で、今回、農地パトロールもできないような上の方の部分について、先に非農地化の取り組みをしているところでございます。そこについては、現地を確認したうえ、所有者の方に連絡をして、同意が得られれば、事務局の方で登記までするといった取り組みでございます。その二つの非農地化の取り組みで行っているものでございます。今般、この現況確認証明でいただいている案件につきましては、自分の持っている土地について、生前に整理したいというご意向があったり、特定の水利費がかかるなどによって、これまでは耕作していたが、今は山林化している水田等について、原野などにして、その水利費を納めなくても良いような形にしたいということでの申請がございまして、現況確認申請については、申請人の意向によって進められるものでございます。近くの農地とかもあるのですけれども、そういった取り組みの違いによって、手段が変わって来るといような状況になってございます。よろしくお願いいたします。

○議長

木村委員よろしいですか。

○木村富士男委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、横山委員

○横山敏光委員

今の質問に関連してですが、No. 5 ですけども、山都の一ノ木の非農地化の図面を見ますと、棚田のような図面になってるんですけども、ちなみにこの棚田のような図面は、現況どのような状態になっているかわかりますでしょうか。

○事務局

ただ今の質問にお答えいたします。案内図につきましては、31ページをご覧くださいながらお聞きいただきたいのんですけども、横山委員のおっしゃるとおり、こちら棚田になっておりまして、申請地は一番棚田の下部分、末端部分に位置している農地になります。82、83と荒廃化しているところなんですけども、81番から上に関しては耕作管理されている農地であります。ですので申請者には、非農地化後も土地の管理の責任は続きますので、81に隣接した法面の部分の草刈り管理などは行っていただければ幸いですということはお伝えしております。以上です。

○議長

横山委員よろしいですか。

○横山敏光委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第50号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第51号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、所有権移転のNo. 1 を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転のNo. 1 を除く利用権設定 1 件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第51号の所有権移転のNo. 1 を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第51号の所有権移転のNo. 1 を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号の所有権移転のNo. 1 を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第51号の所有権移転のNo. 1 の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、6番 菅井大輔委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菅井大輔委員の退席を求めます。

※（ 6番 菅井大輔委員退席 ）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転のNo. 1 の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第51号の所有権移転のNo. 1 の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第51号の所有権移転のNo. 1 の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号の所有権移転のNo. 1 の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

6番 菅井大輔委員の着席を求めます。

※（6番 菅井大輔委員着席）

○議長

続きまして、「議案第52号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）5件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第52号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第52号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第9回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 5 : 0 5